

令和2年6月16日招集

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和2年6月16日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第54号	専決処分の承認について	原案承認
	専決第6号	若桜町税条例の一部改正について	
2	議案第55号	令和2年度若桜町一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第56号	令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第57号	令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第58号	令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第59号	若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
7	議案第60号	若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	原案可決
8	議案第61号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
9	議案第62号	若桜町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
10	議案第63号	若桜町介護保険条例の一部改正について	原案可決
11	議案第64号	若桜町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
12	議案第65号	訴訟の提起について	原案可決
13	議案第66号	若桜町農業委員会の委員の任命につき認定農業者又は認定農業者等準ずる者が委員の過半数を占めることを要しないことについて	原案同意
14	議案第67号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
15	議案第68号	若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意
16	議案第69号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
17	議案第70号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意

18	議案第71号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
19	議案第72号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
20	議案第73号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
21	議案第74号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
22	議案第75号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
23	議案第76号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
24	議案第77号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意
25	議案第78号	若桜町農業委員会の委員の任命について	原案同意

令和2年第4回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和2年6月16日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	川戸 康之
	税務課長	前田 弥生	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	保健センター所長	山根 葉子
	会計管理者	上川 恭子	ふるさと創生課長	谷本 剛

会議の顛末

本会議（6月16日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和2年第4回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、山本晴隆議員、梶原明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの3日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣について報告します。

令和2年3月議会定例会において議決し、派遣を決定しています「令和2年度町村議会議長・副議長研修会」について、報告書が提出されています。

議会報告第11号 令和2年度町村議会議長・副議長研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、常任委員会に付託した陳情について報告します。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

日程第4

町長からの報告事項は、報告第1号 令和元年度若桜町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和元年度若桜町一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和元年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業報告及び令和2年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業計画について、報告第5号 令和元年度有限会社若桜農林振興事業報告及び令和2年度有限会社若桜農林振興事業計画についてで、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第5

議案第54号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

6月10日に梅雨に入り、先週末には大雨警報が発令されました。一昨年の西日本7月豪雨が思い出される季節になってまいりました。

今年度は、災害対策とともに、新型コロナウイルス感染症対策も併せて行う必要があります。従来から使用していた避難所も見直していく必要がございます。災害は、いつ起こるか分からないということを肝に銘じつつ、感染者を出さない対応も併せて行っていかなければならないと考えているところでございます。

さて、本日ここに令和2年第4回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度一般会計補正予算並びに諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

感染者数は減ってきたとはいえ、新型コロナウイルスはいまだに住民生活に多大な影響を及ぼしています。「密閉・密集・密接」の3つの密を避けたり、人と人の間を2m取るソーシャルディスタンスの確保や、予防のための手洗い、マスクの着用など、新しい生活様式への移行もその1つと言えるでしょう。

本町においても「春色まつり」や「花火大会」など様々なイベントの中止、自治会長会などの会議の中止、各団体の総会に至っては、中止が困難であるため書面議決や電子総会などが行われるなど、役場をはじめ、各団体の様子も様変わりしてまいりました。

直接お店に行く機会もなくなり、テイクアウトが主流となり、また県外との往来も今なおやりにくく、この数か月の間に考え方や意識が急激に変わった気がしております。

国の2次補正の内容も徐々に明らかになってきており、地方創生臨時交付金も事業者への家賃支援や雇用維持、施設・イベントの再開支援など、「新しい生活様式」に対応した地域経済活性化に配分されるようであり、臨時交付金を有効に使うため、本町においても何が効果的なのか、どうしていくのが良いかなど、日々検討を重ねているところでございます。

5月には、自衛隊のブルーインパルスが医療従事者への感謝と激励を込めて東京上空を飛行しましたが、そういう感謝の気持ちとか、誰かを応援する気持ちは、今後の生活にとって、とても大切なことだと思います。

この苦難の時代を乗り切るためには、正しい知識と正確な情報、さらには的確な施策・事業の執行が必要であり、そのために、自ら

考え行動する、頑張っている人を応援し、感謝するといった気持ちをみんなが持つことが重要と考えております。早くこの新型コロナウイルス感染症が収束することを願ってやみません。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第54号の専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

専決第6号 若桜町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための税制上の措置を講じるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第55号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第55号 令和2年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳

入歳出予算の総額にそれぞれ9,794万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,472万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、保険基盤安定負担金に165万7千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に33万円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額242万7千円を追加いたしました。

県支出金では、鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金として100万円、林道整備事業補助金に650万円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額1,101万2千円を追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金に6,755万9千円、森林整備促進基金繰入金として1,896万1千円を追加するとともに、イベントの中止により、ふるさと応援基金繰入金を283万円減額し、総額8,369万円を追加いたしました。

諸収入では、消防団員退職報奨金に26万4千円、建物災害共済保険料として10万円を追加し、武蔵野市家族自然交流体験事業参加費を16万8千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額21万9千円を追加いたしました。町債では、充当事業を精査し、過疎対策事業債に840万円を追加し、緊急自然災害防止対策事業債を780万円減額、総額60万円追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。まず、職員の人件費につきましては、4月の人事異動に伴い、各費目にわたり調整し、総額2,667万8千円を追加しております。議会費では、新型コロナウイルス感染症感染防止のための衝立の設置及び一般質問のライブ中継を再開するための経費として28万6千円を追加し、人件費の補正と合わせて、総額29万5千円を追加しております。

総務費では、移住定住促進事業に若桜町ふるさとでの新しいライフステージ支援奨励金

として200万円、地域おこし協力隊設置事業に139万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,733万4千円を追加しております。

民生費では、低所得者に対する介護保険料の軽減強化に係る財源として、介護保険事業特別会計繰出金に336万1千円を追加し、制度改正に対応するためのシステム改修経費として、児童措置費及び生活保護総務費にそれぞれ66万円を追加、人件費の補正と合わせて、総額1,074万9千円を追加いたしました。

衛生費では、ストックヤード敷地内の消火栓にホース等を整備するための経費として、環境衛生事業に11万3千円を追加するなど、人件費及びその他の補正と合わせて117万7千円を追加しております。

農林水産業費では、有限会社若桜農林振興への増資のための農業振興費に2,000万円を追加し、国から交付される森林環境譲与税を積み立てるための経費等として、新たな森林管理システム推進事業に2,340万円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額6,012万5千円を追加しております。

商工費では、氷ノ山オールシーズン活用促進補助金として、氷ノ山集客促進事業に200万円、除雪車購入費用として、町営スキー場管理事業に836万円をそれぞれ追加し、人件費が1,058万7千円の大幅な減額となるため、その他の補正と合わせて、総額125万円を減額しております。

土木費では、町営住宅のシロアリ駆除や明渡しに係る経費として、町営住宅管理事業に156万6千円を追加するなど、人件費を含めたその他の補正と合わせて、総額406万5千円を追加しております。

消防費では、消防団員の退団に伴う退職報奨費として非常備消防費に26万4千円、自主防災組織新規設立補助金等として災害対策事業に104万8千円、総額131万2千円

を追加しております。

教育費では、若桜学園のサーバー更新経費として、若桜学園管理費に73万6千円を追加するとともに、人事異動に伴う会計年度任用職員に係る人件費を公民館、生涯学習情報館の各施設間で調整するなど、その他の補正と合わせて、総額414万1千円を追加いたしました。

また、第2条の債務負担行為の補正については、期間・限度額を定めて「第2表債務負担行為補正」により追加しており、第3条の地方債の補正は、「第3表地方債補正」により変更しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第56号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第58号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第56号 令和2年度若桜町介護保険特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,037万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料では、低所得者に係る保険料軽減の拡充により、第1号被

保険者保険料を331万5千円減額、国庫支出金では、制度改正対応のためのシステム改修経費に係る財源として、事業費補助金に6万4千円を追加いたしました。

繰入金では、低所得者保険料軽減繰入金として331万5千円、事務費繰入金として4万6千円をそれぞれ追加しております。

歳出については、制度改正対応のためのシステム改修経費として、一般管理費に11万円を追加しております。

次に、議案第57号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、当初予算で計上しておりました町債について再算定を行った結果、10万円の追加となりましたので、一般会計繰入金を同額の10万円減額するものであり、既定の歳入歳出総額に変更はございません。

次に、議案第58号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、4月の人事異動に伴い、人件費に変更が生じたため、その財源である一般会計繰入金の調整により、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ435万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,132万5千円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第59号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第59号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の制定について、でございますが、これは、本町の農業振興に資することを目的として、若桜町精米施設を整備することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、同条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第60号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第61号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第62号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、議案第63号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第60号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、でございますが、これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、同法の名称が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号 若桜町国民健康税条例の一部改正について、でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が激少した被保険者に係る国民健康保険

料の減免に対する国の財政支援の基準が示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、個人番号通知カードの発行手続等が廃止されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第63号 若桜町介護保険条例の一部改正について、でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険の第1号保険料の減免に対する国の財政支援の基準が示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第64号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第64号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、でございますが、これは、事業費の財源として、過疎対策事業債を充当するため、本計画に事業の追加を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 1

議案第 6 5 号 訴訟の提起について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 6 5 号 訴訟の提起について、でございますが、これは、町営住宅の入居者が死亡したことに伴い、その住宅の明渡しを請求する訴訟を提起することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 2

議案第 6 6 号 若桜町農業委員会の委員の任命につき認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 6 6 号 若桜町農業委員会の委員の

任命につき認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、でございますが、これは、本町内の認定農業者が少ないため、本町の農業委員会の委員の任命にあたり、認定農業者又は認定農業者等に準ずる者を、委員の少なくとも 4 分の 1 とすることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午前 1 0 時 5 8 分 散 会